

死後事務委任契約の理解②

委任契約書の内容-

1. 委任する事務の範囲は？
2. 死後事務委任契約は公正証書で作成
3. 死後事務委任契約と一緒に実施したい5つの手続き

1. 委任する事務の範囲は？

ポイント概要

●通常、「死後事務委任契約に盛り込む内容」は下記の5点

- ①「親族関係者への連絡」連絡範囲・方法
- ②「葬儀・納骨」をどのように誰が決めるのか
- ③「生前残債務」の支払い
- ④「家財道具等」の処分
- ⑤「行政等への届出」に関する事
- ⑥「上記①～⑤に関する費用」の支払い



(注1) 残債務は、主として「医療費・有料老人ホーム費用等」

(注2) 遺品整理するために処分権限を委任していることを記載すること

(注3) 死亡届や年金停止手続等多岐にわたる権限を委任していることを記載すること

2. 死後事務委任契約は公正証書で作成

ポイント概要

- 「公正証書」→公証役場で公証人が関与して作成する“お墨付き”
- 「死後事務委任契約書」→公正証書で作成することが原則
 - ① 「自分の意思で作成した」という点が明らかになる
 - ② 「相続人・親族とのトラブル回避」につながる
 - ③ 「役所等の手続」きがスムーズに行える



(注1) 死後事務委任公正証書手数料

“日本公証人連合会HP” <http://www.koshonin.gr.jp/business/b10>

(注1) 死後事務委任公正証書の例

“松戸公証役場HP”

<http://www.matsudo-koshonin.jp/shigojimu/index.html>

3. 死後事務委任契約と一緒に実施したい5つの手続き

ポイント概要①



①遺言

- ご自身が亡くなった後→「財産を誰に渡すのかを指定」
- 「遺言執行者」＝「死後事務委任契約依頼者」にすることで、死後事務から相続手続きまで実施できる

②財産管理委任契約

- 生前に「自身の財産管理・その他の事務」→信頼できる人に委任
- 判断能力が低下していなくても、委任をすることが出来る
- 財産管理をいつから開始するか？→当事者で自由設計可能

ポイント概要②



③任意後見契約

- 認知症等で判断能力が無くなる前に備えて、
- 自身の財産管理を行って貰う「任意後見人」を決めておく契約

④尊厳死宣言

- 認知症等で判断能力が無くなった際に、
- 「延命治療等の判断能力が必要な事項」について書面に残すこと
- 公正証書にすることも出来る

⑤身元保証契約

- 介護施設等の入所する際に身元保証人になってもらうための契約
- 身近に身元保証人となってくれる家族・親族がない場合に有効